

# 第 248 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 248 回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 25 年 1 月 18 日（金）14:30～16:44  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

### 1. 実施要項（案）の審議

- 日本貿易振興機構コンピュータシステム運用管理業務 ((独) 日本貿易振興機構)
- 新宿御苑の維持管理業務 (環境省)

### 2. その他

#### <出席者>

(委 員)

小林主査、尾花副主査、佐藤専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

(日本貿易振興機構)

総務部 総務課 斎藤主幹  
企画部 渡部主査  
企画部 企画課 森下課員  
企画部 情報管理システム課 高多課長、蓑和課長代理

(環境省)

自然環境局 総務課 上河原課長、海老原国民公園専門官  
新宿御苑管理事務所 三村所長、白井次長

(事務局)

後藤参事官、古矢参事官

○小林主査 それでは、ただいまから第248回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、日本貿易振興機構の「コンピュータシステム運用管理業務」と、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

それでは、日本貿易振興機構の「コンピュータシステム運用管理業務」の審議から始めさせていただきます。

本日は、日本貿易振興機構企画部情報管理システム課高多課長に御出席いただきておりますので、実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願いいたします。

○高多課長 ただいま御紹介いただきました日本貿易振興機構（J E T R O）企画部情報システム課の高多と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、入札監理小委員会のメンバーの皆様に、当機構の「コンピュータシステムの運用管理業務」入札について、説明のお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私どもは、2012年11月16日の官報にて、本入札案件である「コンピュータシステム運用管理業務」の実施要項に対する意見招請を実施しましたところ、10者より本入札に興味をお示しいただいておりまして、実施要項書を配付させていただいております。そのうち3者から、合わせて42件の御意見の提出がありましたので、その意見招請の結果、及び意見を踏まえて、本日、実施要項を修正した点について、御説明をさしあげたいと思っております。

詳細につきましては、担当の渡部から御説明させていただきたいと思います。御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○渡部主査 日本貿易振興機構の渡部と申します。よろしくお願ひいたします。

では、最初にパブリックコメント、意見招請の結果及び意見を踏まえました入札実施要項書の修正した点について、簡単に御説明をいたします。

お手元の資料については、A4横長のエクセルで作成しまし「日本貿易振興機構共通システム基盤コンピュータシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項（案）」等への意見等に対する回答（案）でございます。こちらの資料をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、この回答（案）の意見項目については、意見招請で寄せられました意見を提出された順番に、業者の方の文章をそのまま引用させていただいております。よって、説明する通番が若干前後することと、それから、表記されている文字に、若干の不明瞭な部分があつたりするかと思うのですけれども、その点を御了承いただければと思います。よろしくお願ひいたします。では、説明に入らせていただきます。

まず、先ほどのパブリックコメント、意見招請を行いまして、42件の御意見が出されました。この42件を分析いたしますと、件数が多いもの順に言いますと、委託業務の内容に関するものが31件、それから、要員の資格に関するものが6件、サービスレベル合意書(SLA)に関するものが4件、契約に関するものが1件という分布でございました。

次に、この件数の多い業務委託内容に関する意見31件のうち、この中がどのようになっているかということで検討しますと、仕様書における現状業務の内容をさらに具体化してください、具体化したいと、こういった意見のようなものが16件。次に、記載された業務内容を、これはこういうふうな理解でよろしいでしょうかというような確認と私は理解していますが、こういったものが10件。それから、こういった業務が必要なのではないでしょうか、または、こういう業務をやっておられるのではないでしょうかというような提案的なものが3件ございました。また、業務を引き継ぐときのことに関するものが2件ほどございました。それから、2番目に意見の多かった要員資格に関する御意見6件のうち、新たに資格要件を追加するべきではないでしょうかというものが5件ほど、それから、逆に、資格要件を緩和してくれませんかというようなものが1件あったと理解しております。それから、次に件数の多かったサービスレベル合意書（SLA）に関する件は4件で、うちディスインセンティブに関するものが2件、それから、SLAの内容をこのようにしていいかということで具体的にするものが2件ございました。最後に、一番少なかった契約に関する1件は、再委託をする割合についてのお問い合わせ、御意見でございましたので、それについて明確にすることで内容を修正させていただきました。

では、続きまして、一番多かった委託業務の内容の意見を受けた修正したものの中のものを御説明させていただきます。最初に、一番件数の多かった、業務の内容を具体的にすることによってございますが、これは回答書の1ページで、主立ったものを説明させていただきます。通番2でございます。提出された御意見では、副総括責任者の常駐・非常駐を明確にされたいということでした。これを受けて、副総括責任者を常駐要員として定めました。このため、仕様書7.1には、本部及び研究所内に合計8名の要員を確保して常駐させることというようなことが書いてございます。ここに新たに常駐の者がふえてしまうと、単純には1名増の9名となってしまって、経費が現状よりも多くなってしまうということで、副総括責任者の兼務を認めることで、要員8名のままでも応札できるようにということで、経費増とならないことを配慮して、回答（案）で、「兼務してもよい」というような書きぶりに若干変更させていただいたという次第でございます。

続きまして、回答書の2ページ通番7でございます。こちらは常駐要員の人員構成に対し、業者の方から新たな提案を受け付けて、そういった提案が効率的で柔軟なものであれば、当然検討しますというような形に仕様書のほうをより柔軟にさせていただくように書き直したものでございます。

続きまして、3ページほど飛んで5ページの通番20でございます。通番20は、要員の休暇に対し、代替要員を手配する必要があるのではという御意見で、現状の仕様書では、確かに、休暇になんてどうなのかということは一切書かれていなかつたわけですけれども、業務の質が確保できるということで、仕様書別紙1に「手配すること」という形で追記させていただいてございます。

それから、ここから先はしごくごもっともというところで、内容的に、御意見に沿って

仕様書を書き直したものですが、回答書の1ページめくっていただきました通番25、そして、もう一ページめくっていただきました7ページの26、29、32です。それから、8ページでは、33、34、35、36、一番下の39。これについては、いただきました御意見が、仕様書の内容について、より具体的・明確になるという判断で、いただきました意見に沿って修正をさせていただいております。

続きまして、新たにこういった業務を追加したらしいのではないかという業務追加の御意見について説明させていただきます。少し戻って7ページになります。通番27です。これは、現在、仕様書では、大規模自然災害等によるシステム障害を想定して仕様書を書いておったのですけれども、何らかの原因でシステム障害が発生した場合にも、そういうことを想定したマニュアルの整備と年1回の机上訓練はしておいてよろしいのではないかという御意見がありまして、それについても仕様書に追加修正をさせていただいたものでございます。

続きまして、7ページの通番31です。これは、今回、メールサービスをクラウド上に設置しておりますので、クラウド上にメールデータが残ってしまうわけですけれども、これを毎月定期的にダウンロードして、データが大量に蓄積しないように業務の平準化を図るという御意見でございました。こちらは、当初の案ですと、たまってきたら、こちらの担当者の指示によりダウンロードをしていただくというものだったのですけれども、毎月定期的にダウンロードしたほうが、確かに業務の平準化になるということで、仕様書を修正させていただいたものでございます。

続きまして8ページの通番37です。これは、共通システム基盤で新たに導入いたしましたモバイルデバイス、i Padのようですが、タブレットの端末です。こちらの運用ポリシーと、それから、機器の管理が新たに必要になりましたので、御意見に沿いまして、こちらも管理していただくというような形で仕様書に追加させていただいたものでございます。

続きまして、意見の多かった業務引継ぎについてでございます。少し戻って、回答(案)の4ページ通番16です。引継ぎ業務は、当然ながら新規の業者が行うものと既存の今現在行っている業者があわせてやるもので、ある意味では、前と後と2回発生するわけです。現仕様ですと、この終了時の引継ぎについてのみ記載があったもので、当然ながら、前段階での引継ぎもありますねというような御意見がございまして、これについても、事前引継ぎと終了時の引継ぎという形で2段階に分けて引継ぎを行っていただくということで、仕様書に追加をさせていただいたものでございます。

続きまして、要員の資格についてでございます。要員の資格については、新規に追加するものと緩和するものがそれぞれあるというお話をさせていただきました。最初に、新規追加からお話しさせていただきます。回答書の3ページ通番12です。ここでは、環境マネジメント(EMS)です。ISO14001です。それから、同じページの通番13。それから、2ページめくっていただいた回答書の5ページの通番21、6ページの23と、いろいろと案件は出

てくるのですが、こういったところで、ITサービスマネジメント（ITSMS）のISO20000、または、業務の経験証明書、サービスごとの運用管理経験についても、そういった経験の証明書を出してもらうべきではないかというような、新たな資格要件の追加の意見がございました。ですが、本来、我々の当機構でつくりました仕様書で定めました仕様書の要件として、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）とプライバシーマークがあればよいという判断で、これらの新たな要件については追加を行わないという判断をさせていただきました。

それから、もう一件、緩和というほうについては、回答書の2ページ通番9です。全ての要員に対する資格要件に関する御意見で、仕様では、ITSSスキル標準V3の職種レベル1に共通で、レベル2以上のスキルを有していることということで仕様書はつくっておったのですけれども、これに対して、「レベル2以上又はレベル2相当以上のスキルを有していること」ということで、御意見のとおりに要件を緩和させていただきました。

続きまして、大分類の3番目のサービスレベル合意書（SLA）について変更したところを説明させていただきます。回答書の4ページ通番14。ここでは、システムの正常稼働に影響を与える原因切り分けや保守業者へのエスカレーション、連絡のミスがあった場合にはサービスレベルの問題になるということで、「民間事業者の責めに帰すべき理由」になるのではないかという御意見がございました。確かに、それ自体、ミスによって正常稼働がおくれるのであれば、そういうことはあり得るという考え方で、こちらについても追加をさせていただいたものでございます。

もう一件、通番17。これは同じく4ページの一番下です。これは、業務開始以前にSLAの合意を行うことになっておるのであれば、当然、作業前ということで、費用はどうするかということを明確にしてくださいという御意見です。これについても、当然、費用負担は発生してしまうわけですけれども、業務の中にあるということで、仕様書の中に追加修正をさせていただいたものでございます。

それから、件数が一番少なかった契約です。これは、一番最初の1ページ目の通番3です。これは、再委託の比率について、明確にできるのであれば、あらかじめ教えてくださいということだと理解しまして、機構の中の仕組みを確認しまして、当然の結果ですけれども、半分以上を再委託することはできませんということを法務班に確認をいたしまして、その旨の回答をさせていただき、それを仕様書に書かせていただいたものでございます。

以上が、意見を受けまして、回答をするに当たり、修正をさせていただいたところでございます。

なお、当初、この案件 자체が政府調達案件ということで、本来であれば、A等級の業者の方だけが参加できるものであったのですけれども、当初から、この案件については、我々のほうで、入札業者を広く募るという観点から、A・B両等級の方が応札できるようにということで、当初から、A等級、B等級というふうに拡大をしてこの仕様書をつくっておいたものでございます。

最後に、1つミスがありまして、御訂正の御連絡でございます。A-3の委員限りの資料の93ページのA4横長のエクセルの表の下から2行目の55番の右から3個目のセルですけれども、本来、この必須項目になっておりませんので、ここはハイフン（-）がなければいけないのですけれども、済みません。ここにハイフン（-）が抜けておりまして、これについては後ほど修正させていただいた資料を再度提出させていただきたいと思っております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見をお願いいたします。

○尾花副主査 再委託についてですが、入札実施要項（案）の通し番号14ページの「再委託」の条項と仕様書の通し番号58ページの「再委託」の条項が、記載が微妙にずれているので、これを統一するような形で整理をされたほうが、入札者さんに疑義がないと思われますので、例えば58ページでは「全部若しくは一部を再委託してはならない」と書いてありますが、14ページでは「一括再委託のみを禁止している」とか、「50%を超える再委託が認められない」のは、14ページには書いてない等ありますので、この条項を同じ内容になるように、整理をお願いしたいと思います。

○渡部主査 わかりました。申しわけございません。修正いたします。

○小尾専門委員 回答（案）の通番7で、8人ではなくてもいいような表現を書かれているのですが、総合評価基準書の例えば91ページの28の欄ですね。ここは特にそういう記載はなく、必須項目で、「8名以上常駐させること」が項目として上げられているので、このままだと矛盾することになるのですが、この部分はいかがでしょうかということと。実際に、そういうような実施体制を提案した場合に、それをきちんと評価できるのかというのが、少し大丈夫かなという部分がありますと、そこら辺をどうお考えかというのをお聞きしたいのです。

○渡部主査 まず現状で言いますと、10名で行っている業務ですが、前回も委員会で御説明させていただきましたとおり、今回、クラウドシステムを導入したことにより、一部、今までオンプレであったサーバがクラウド上に行って、そういったサーバの管理業務、バックアップテープの作業とか、起動、シャットダウン、こういったオペレーションがなくなるということで、8名ぐらいは要るのでしょうかという、もちろんいろいろな業務の報告書・件数等も見た上での判断ではございますが、2名減らして8名をある程度前提として、システム構築をというか、今回の入札業務を検討してまいりました。

その中で、例えばWindowsの世界でも、相手のPCの表示をリモートで確認をしながら、内容確認またはそのPCの設定を確認するような技術もだんだん確立してきております。そういった点で、新たな提案自体はしていただきまして、我々がどうしてもこの8人にこだわらなければならないという判断ができるのか、または、そういった新しい考え方、技術をもってすれば、そういったこだわらなくてもいいというような判断ができるのかというよ

うな御提案をいただいたときに判断するのではないかと考えて、このように今回修正させていただいたものです。

○小尾専門委員 そうすると、評価基準書もそれに合ったような記述に修正いただくということですか。このままだと、多分「8名以上」になっているので、8名以上ではない提案だと、必須項目ですから、これはだめということになってしまうので、その部分矛盾がないような形に修正いただかないと。

○渡部主査 確認ですが、修正（案）として、この回答案の「本部及び研究所内に要員を8名以上常駐させること」と言って、「また、」で結んで、提案を受け、「それを妨げるものではない」というふうに考えているのですけれども、この表現では矛盾が起きるということですか。

○小尾専門委員 91ページの評価基準書の表現です。

○小林主査 91ページの28番の「4名以上」「1名以上」「3名以上」だから、合計8名以上ということが必須項目にされているので、これがもし提案で「7名でできます」と言ったときに、この項目だと必須だから、それはもうだめですね。

○渡部主査 最初に説明させていただきましたとおり、既に2名減らしている状況では、当初はまず8名体制でないと実施できないのではないかとは思っております。

○小尾専門委員 一応これで評価するので、必須項目で「8名以上常駐させること」と書いてありますから、提案書が8名以上でない場合に、ここを満たさなくなるので、このままだと、その提案自体イジエクトということになってしまいますので、こここの表現を変えないと。

○高多課長 私どもの考え方としましては、現在10名で運用していますので、次期の調達の際には、要員としては8名以上が望ましいと考えております。ただ、提案として、私どもは8名以上と言っていますけれども、実際には9名、10名で運用したほうがいいんだという御提案も出てくる可能性がありますので、そこについてはそういった提案も我々は受け入れますということで、こういう書きぶりをさせていただいております。

○小尾専門委員 そうすると、最低8名はマストとお考えということですか。

○高多課長 そうです。

○小尾専門委員 逆かなと思ったのです。

○高多課長 先ほどの例えば副総括責任者を兼務させない場合だと、9名という方も出てくると思うのですけれども、そういう提案があった場合には、それを我々は妨げるものではないということで、表記させていただいております。

○小尾専門委員 なるほど。

○小林主査 「以上」と書いてあります。おかしいですね。

○高多課長 「8名以上」ですから、8名でもいいということですね。

○小林主査 それはそうです。

○事務局 「8名以上」は問題ないです。要は、8名が入っているので、それ以上であ

れば問題はありませんという話です。その提案の意図は、もしかすると、人数が減つてくることを想定していると解釈ができます。そうしますと、この書き方でいきますと、7名だけど、問題なければ受けますという話になりそうした場合に、仕様書のほうはそれで「〇」ですが、総合評価のほうに「8名」と書いてしまっていれば、もし7名で来て、その提案内容が「〇」であったとしても、「×」になってしまうというような御指摘です。

○高多課長 ただ、常駐要員を「何名以上にさせること」ということで御指示いただいたものですから、その数字より下回ることは基本的にはないのかなというふうに考えておったのです。

○事務局 担当者とお話ししたときは、この質問について、「減ったときのことを受けますか」という話はさせていただき「内容がよければ受けますよ」という話なので、「民間の創意工夫を活かすことになりますね」というお話をさせていただいて、8名以上のところが7名でもし実施できるようなものが来れば問題ないと。

○高多課長 最初の仕様で提案している「何名以上であること」というところのその整合性は、その場合はどういうふうになりますか。

○事務局 「以上」であれば、問題はないです。

○高多課長 でも、7名で提案があった場合は、「8名以上であること」と言っているのに、7名で提案されてきたというのは、ちょっと矛盾が起きましたか。

○小尾専門委員 J E T R Oさんのお考えなので、多分この意見として書かれていることに関しては、「効率化が図れると判断するケースもあり」と書かれているので、8名以上ではなく、さらに、7名とか6名でも同様のことがきちんとできますというような提案を受けていただけませんかというような多分御意見だと思うんですね。それに対して、J E T R Oさんの考え方として、そんな7名、6名ではできないので、それは従来より減らしていく、8名でないとやはり難しいという御回答をして、この「また、」みたいなことは入れない、修正しないという考え方、多分、今の御回答だと、そういうお考えだというふうに判断できるのです。

○小林主査 御回答の中でも、「業務効率」という言葉を使っているじゃないですか。質問のほうは、今、小尾先生がおっしゃったとおり、効率化が図れると判断するケースがある、要員を減らせるかもしれないという提案だと思うんですね。そうすると、これは回答案が全く逆のことを想定していて、回答にならないということになって、10名だったところを8名以上というふうに、かなり業務効率を図られることを想定したというお考えのようですから、そうすると、これは回答案を変えないといけないということになると 思います。

○大山専門委員 修正なしということですね。

○小尾専門委員 修正なしで回答案を書いていただくというお考えですか。

○渡部主査 提案自体は受けたいとは思っているのです。

○小林主査 だとしたら、総合評価のところで基礎点になっているところが「8名以上」

でないとだめ。そこで参入制限が行われているわけですから、そうすると、そこを何とかしなければいけないことになってしまいます。

○大山専門委員 今の提案というのは、人数が多いほうの提案は受けたいということをおっしゃっているのですね。

○渡部主査 先ほども一部申し上げましたけれども、いろいろなこれだけのシステムになってきますと、それぞれの専門家がたくさん寄り集まつてくる形になつていただかないとできない部分があるのですね。そういう中で、ある程度常駐で来ていただく技術の方と、ある意味プロフェッショナルな特定分野だけに強い方もいらっしゃいまして、そういう方々が後方支援のようにサポートしてくるような、そういうことを私のはうではちょっとイメージしていた部分がございます。申しわけございません。その辺がちょっとニュアンスの違いで、もし違っていたら、非常に申しわけないと思います。

○小林主査 今のは「常駐は8名以上がマストです」ということですね。だけど、常駐ではなくて、後方支援をして業務効率を高めるような提案はウェルカムですということみたいですね。そうすると、この回答案だと、やはり回答にはなつてない。これは常駐に関する回答ですから、直さなければいけないです。

○大山専門委員 そういう考え方であれば、修正なしということですね。

○渡部主査 わかりました。今、「修正の有無」が「有」になつておりますが、現状では「無」という方向に変えさせていただければと思います。

○小林主査 回答としては、クラウドを使わないときに10名であったというのを8名に削減しているということと、いろいろな専門知識等が適宜必要になるので、その後方支援のような体制をとつて、業務効率を図る提案は、そういうものをしていただいてもいいみたいなことはつけ加えてもいいかもしないですね。それは常駐とは別にですね。ＪＥＴＲＯさんとしての考えは、「常駐は8名以上を求めています」ということと、ただしと言うのかどうかはわからないです。業務の遂行に当たつて、後方支援など適宜要するような提案は構わない」というようなことなのですかね。それを修文ですね。

○大山専門委員 評価項目にないですね。

○小林主査 それは全然評価項目にないですね。多分、入つてこないですね。

○大山専門委員 まとめて言うと、10から下げて、8より少なくなつては困るよというのが、明確なメッセージで伝わればいいのですね。何で8かと言われたら、きっと困るのでしよう。そこはしようがないのですね。そこはそれでもいいと思うのですよ。

○渡部主査 資料でも出しているとおり、かなりの件数をヘルプでこなしていただいている状況で、実際、結構夜遅くまで残つていただいている現状を見ますと、これ以上下げるには、業者がかわる可能性があったとしても、かなり負荷が高くなつてしまふのかなというのは懸念しているところではございます。

○小林主査 例えば91ページの30番とか31番とか、「運用体制について有用な提案」とか、「役割分担について有用な提案」とかというところで、そういうところを見るということ

ですかね。

では、そこは修文してください。

ほかによろしいですか。

そうしましたら、ただいまのところですね。7番回答案をJETROさんと事務局で検討していただいて、それで、委員のほうにメールで確認していただくという手続にしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局 わかりました。

○小林主査 それでは、ただいまの点ですね。1点、そのところを修文していただいたのを委員が確認するという手続をとりたいと思います。

事務局から、ほかに何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 あと一点、再委託の点について、書き方を統一するというのがありますので、2点ほど修文しまして、また、先生方に確認をしていただくことになります。

○小林主査 はい。

さっきの尾花先生のところは、「再委託して暇」という字も。

○尾花副主査 誤字がございました。

○渡部主査 修正させていただきます。

○小林主査 そこの2点よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今の実施要項（案）の修正部分と回答の修正部分等を確認しまして、本実施要項（案）については、その確認をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会の開催はせずに、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、先生方よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

委員の先生方におかれましては、先ほどの確認いただくことと、本日質問できなかった事項、確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局に整理をしていただいた上で、また、各委員に結果を送付していただきたいと思います。

日本貿易振興機構におかれましては、今の2点の修正をしていただきまして、本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。

（日本貿易振興機構退室、環境省入室）

○小林主査 続きまして、環境省の「新宿御苑の維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省自然環境局総務課上河原課長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。御説明は15分程度でお願い

いたします。

○上河原課長 環境省自然環境局総務課長の上河原でございます。よろしくお願ひします。

環境省では、公共サービス改革法に定められた事項と、それから、公共サービス改革基本方針に従いまして、お手元にお配りしております「新宿御苑の維持管理業務民間競争入札実施要項」の案を作成いたしました。今回の入札の対象となる業務の範囲については、改革基本方針に定められております植生管理業務、温室管理業務、清掃業務、発券業務、巡視・利用指導業務、インフォメーション業務、菊栽培管理業務、収益業務、駐車場業務の9つに加えて、それらの業務の全体のマネジメント業務となっております。この実施要項の具体的な概要については、新宿御苑の管理事務所の所長であります三村から御説明いたします。

○三村所長 新宿御苑管理事務所長の三村です。よろしくお願ひいたします。

それでは、今ほど上河原から申し上げました事業の業務の内容について、実施要項及びその関連の資料で個別につけさせていただいている資料に基づきまして、簡単に御説明を申し上げます。

今回お願ひをしています業務については、平成22年7月1日から3年ということで行われていました新宿御苑の一般的な管理業務のうち、植生の管理、温室、清掃、発券、巡視、インフォメーション、この業務に加えて、一般的にもう一つやられている業務である菊の栽培管理、それから、これまで御議論ございました収益を伴う施設としてのレストラン等の収益施設の維持管理、また、駐車場の管理をしながら、その収益で周辺を清掃する清掃業務、こういう駐車場業務全部を含めてマネージをお願いをすると。この結果、新宿御苑が業者さんに通年で仕事を委託している業務、これは全て包括をされるという形になってございます。それから、そういう通年になったということもありますので、例えば、消毒薬とか肥料のような一般的な消耗品の購入とか、それから、いろいろな形で参加いただいているボランティアの方々とか、学校等からの体験のいろいろな行事、こういったようなことも全て、一般的に受け入れて回す部分についてはお願いはできるであろうというようなことで一括の整理をさせていただいてございます。

それでは、個別の業務について、簡単に御説明を申し上げます。要項の2ページ以降に、対象業務の内容ということで説明は書かれていますが、若干言葉足らずの部分がございますので、適宜、関連資料に飛びながらということで御了承をいただければと思っています。

まず、全体の管理のマネジメント業務。これは、これまで一部を出させていただいていましたが、今回、環境省の施設を一元的に全体で管理をすることが可能になってございますので、後の関連資料に飛びますけれども、87ページに書いてございますが、全体マネジメント業務個別仕様書の中に入れているように、環境省または管理事務所が実施するいろいろな事業についても積極的にやっていただきながら、環境に配慮したいろいろな取り組みを包括的に進めていただきたい。例えば、節電とか、二酸化炭素削減、ごみの縮減みたいなことについても、こういったところできちんと担保していく。さらに、その業務を

いろいろ連携させながら、創意工夫やノウハウを発揮して、質の高いサービスが提供できるように全体をマネージしてくださいというようなことが、この全体マネジメント業務の中では特に大きく書かせていただいている。また、例えばいろいろな施設の中で発生する拾得物の扱いとか、迷子さんの扱い、こういったようなものも、これまで業者さんが分かれていた部分が一括になりますので、きちんとした対応ができましょうし、また、前回の中間報告の中でも御議論いただいておりましたけれども、例えばアンケートみたいなことについても、担当が分かれるというところも、包括的な対応ということで可能になりますので、お客様から来る要望とか意見についての対応もしっかりと業務の中に書かせていただいてございます。これがまず全体をマネージする部分ということになってございます。

その後、2ページの②以降で「維持業務」ということで、全体のマネージをする部分について、個別のいろいろな作業ということで書かせていただいている。これについても、例えば植生業務についてですけれども、個別の仕様書だと93ページ以降になりますが、これまで仕様書は植生の管理についても、割と一般的な書きぶりで書かせていただいていたものを、今回、かなり細かく仕様書の中で規定をさせていただいている。個別の具体的な植物の名前とか、気をつけなければいけない外来の生物の名前、こういったものを入れたり、管理上必要な手立て等を書き込みをさせていただきまして、仕様書としても倍増、3ページから6ページにふやしながら、個別にいろいろなことが判断できるようにということをさせていただいている。

これについても、中間報告のときに、特に芝生の管理については、何か数量評価ができるのか、質の評価はできないかということでいただいて、実は、その後すぐ、芝草学会さんにお電話さしあげて、相談をし、さらに、現場に来ていただいて、勉強会を開いたのですね。結果から申し上げますと、とてもいい芝生管理ができているので、このまま維持することを目指してくださいと。ほかの芝生を抱えている場所に比べたら、相当によくできていますと。ただ、数値評価というのはなかなか難しいなと。あえて言えば、今の状況を維持することを目標にちゃんとやってもらったほうがいいだろうと。あとは、これからも、適宜、時期を見ながら何回か、逆に、見学させてくださいと。その中で、もし、まずいこととか、注意すべき点等が学会としても御指摘できるのであれば、ぜひ、それはさせてくださいというようなことでお話をいただいている。例えば、仕様書には少し反映させましたけれども、メリケントケイソウという外来の植物が、実は芝生の関係者の中で、今、相当問題になっているそうとして、これが入ってきたら、芝生の中で運動ができないということで、いろいろな競技場とか、河川の運動場みたいなところで、今すごく困っているものがあると。そういうようなものは御苑は今入ってないので、ぜひ維持してほしい。また、なぜ御苑には侵入していないのかということも検証したいというようなこともいただいています。こういうようなことを評価のポイントとしては反映しづらいのですが、仕様の中に個別名で入れさせていただいてございますので、こういったものについては日常的に注意をするというようなことが今後図られてくるようになるだろうということで、管

理も相当上に上がるのではないかということで考えてございます。

その他、温室とか清掃、発券についても、同じように、これまで3年間の業務の中で、アンケートなどでいただいたようなことの反映をさせていただいている。例えば清掃については、プロアを使う時間とか、そういったものについても、周辺の住宅からいろいろ御意見をいただいた部分がありますので、使用できる時間として書かせていただいたり、注意するようにということで、清掃のほうに反映させたということで入れさせていただいております。

それから、菊の栽培管理については、新宿御苑がこれまでの歴史の中で特別に力を入れて展示をやっている。その中で、その展示がとても難しい方法であるというようなことから、一般の方の参画も図っていくこととしては、なかなかやりにくい業務ではないかということでこれまで外させていただいてございましたが、今回、菊の栽培管理業務についても、一般的な栽培の部分と展示の部分を切り離しをしていこうということで、切り離しをさせていただいております。具体的には、個別仕様書では168ページにございますけれども、この具体的な仕事のうち、菊の栽培とか育種、こういったものについては一般的な植物の栽培の経験があり、または、維持管理の経験があれば、私どもの管理指導のもとで十分にできる作業ということでひとつとらまえてございますし、一方で、菊の展示の部分については、私どもがメインな役割を果たしながら、ここについては協力をしていただくということで、具体的なカテゴリーとしては切り分けをさせていただいております。また、上段の②で書きましたけれども、本仕様書に書いてある事項は、とても独自な技術であることから、管理事務所の指示・指導のもとですべてちゃんとやりましょうということで、過大な負担にならないようにということにさせていただいている。また、こういう業務の中身でございますので、要項に戻りますが、11ページに、いわゆる資格というところがございますけれども、この資格の中で、菊栽培業務については、菊の栽培の経験があること、もしくは花卉、お花を施設の中で維持管理をする。実は、菊は通常1年ですけれども、電照、電気をつけて1年以上栽培するという方法をとってございますので、こういう施設下における園芸管理が、植物の維持管理が連續して1年以上できていればいいというような程度で、通常の花卉栽培経験があれば十分にできる中身に落とし込みながら入れておるということでございます。

続きまして、そういう一般的な維持業務とマネジメント業務のほかに、収益の事業、それから、駐車場業務がございます。収益の事業は、個票では、別添の資料の196ページの別添14で、これは平成24年の私どもの実績でございますが、レストランの部分からごみ箱まで、こういったものを使用許可をさしあげて、この中でそれぞれお客様のニーズに合ったサービスをしていただくということにしてございます。当然、その業務については、運営のいろいろな条件はここで定めさせていただいていまして、200ページからにありますけれども、基本的には、新宿御苑の閉園日を除く毎日の営業、新宿御苑の開園時間内での営業ということでお願いをしているということです。

それから、続きまして駐車場についても、205ページ以降に個票として、個別の事業概要ということでつけさせていただいております。新宿御苑駐車場の利用を、これは御苑の利用者のためのものということで整備している駐車場でございます。この部分については、駐車場の利用者の方々からの協力金をいただいて、そのお金をもって周辺の植生の管理、それから、清掃、さらに、桜の繁忙期にどうしてもトイレが足りずに、仮設のトイレを設置すること、また、交通整理のためのたくさんの人員を入れていかなければいけないというようなことがございますので、こういったようなことをしていただくということで、これまでさせていただいた部分を、今回この管理業務の中にシフトしていくということで、同じスキームでさせていただくということで考えてございます。

こうした内容につきまして、期間としては、今年の7月1日から平成30年6月30日までの5年間。今、執行として3年にさせていただいているけれども、いろいろな業務の蓄積が必要、また、利用者のバランスが4月の桜の繁忙期に全体の35～40%近くの方が集中して来られるというようなことから、管理のめり張りがすごくかけないといけない。また、夏場を中心にして節電等を今は要請としてありますので、そういう節電への対応とか、一方で、ごみの削減等いろいろなことがございますので、ある一定期間の経験が蓄積することが必要であろうということから、今回は、業務の期間を5年とさせていただきたいと考えてございます。

かなりはしょりながらの御説明ということで、以上にさせていただきたいと思いますが、ぜひ、御審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○小林主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○佐藤専門委員 まず確認ですけれども、事前に事務局との間で、駐車場業務について、国有財産使用料の支払の要否についてお打合せがあったということで、結論としては、今回、駐車場業務について、この事業者さんに国有財産使用料を納めていただくことはなさらないと。その理由は、国有財産の不動産鑑定に時間が必要で間に合わないという理由でもって徴収しないというふうに認識してよろしいかどうかです。

○三村所長 今いただいた理由ももちろんございますが、私ども一番重視しているのは、今回、駐車場で協力金としていただいているその資金をもとにして、周辺の地域の清掃、植生管理、さらに、桜繁忙期を中心とした時期における仮設トイレの設置とか、ガードマンの雇用、こういったことを全部、実はその収益金の中で今やっているというのが現状でございます。ですので、その部分の予算手当を、今度、逆に使用許可の考え方からすれば、要は、予算手当を私どもとしては委託費の中に積み増しをしていく作業が必要になることが1点ございまして、この部分についてどちらがいいかというのは内部で議論がございました。

といいますのは、駐車場そのものは、新宿御苑の利用者のために設置している駐車場だ

ということで、新宿御苑の開園をしている日に、時間も、8時から20時までという限定で今供用しているのですけれども、閉園日である月曜日はやっていない、夜間はやっていないということになりますので、そういったところを、例えば業者さんの創意工夫ということで、自由な営業を認めていくと、周辺の駐車場との関係がどうなるかとか、ほかのお客様が既に利用されていて、御苑に入ろうとしたお客様が使えないというようなケースが起こるであろう。そういうことから、営業の観点とその収益金の利用の観点、こういったことも大きな課題でございまして、結論として申し上げれば、今のやり方のほうが、無理なあくどい客引きのようなことも起こらないし、一方で、周辺の清掃をきちんととしていただく、トイレの準備等もしていただくことであっても予算をはね上げることはない。もともとこの業務を公共サービスのあり方という議論の中であった、予算も下げていくというようなことにも資していくのであろうということで、私どもとしては、いわゆる使用許可の対象にはせず、この部分は無償貸与するかわりに、収益金で周辺を管理してもらうという方法をとった次第でございます。

○佐藤専門委員 その理由ですと、本業務の実施期間は5年間ですけれども、そうすると、5年間にわたり国有財産使用料を徴収しない仕組みは維持されるというふうに伺ってよろしいですか。

○三村所長 そういうことになります。そのかわり、その周辺の業務についてやっていたしたことと、今回書かせていただいた一つのポイントとして、いろいろな国の要請から経営ができない期間が発生する可能性があります。そういう場合についても休業補償はしないということにさせていただいて、要は、その部分も全部飲み込んでいただくという形にさせていただいている。

○佐藤専門委員 今伺ったのを前提に、実施要項（案）について、明確化のための御質問を幾つかさしあげたいのですけれども、まず実施要項（案）の4ページの④の「駐車場業務」がありまして。なお書きのところの2行目「本業務において余剰金が生じた場合は国庫への返納を行う」とお書きいただいて、この「本業務」という言葉は、この実施要項（案）の1ページの冒頭の「趣旨」の「上記を踏まえ、」で始まる第2段落の中に「本業務」という言葉が書かれていて、その後、実施要項（案）を読んでいくと、2ページでは、本業務というのは、マネジメント業務、維持業務、収益業務、駐車場業務の4業務から成る業務であるというふうに読みました。

それぞれの業務の説明が、要するに、国から委託費を払って実施する業務と、それから、利用者の方から徴収する収入でもって独立採算でやってくださいという業務とが分かれると思うのですが、そこの記載については、②の「維持業務」については、委託費で実施してくださいと。4ページの収益業務は、独立採算で行ってくださいと書かれているので、そこの売店・レストラン事業で、収益施設で実施する収益事業に係る利用料金収入をもって原則としてその支出は賄ってくださいというふうに読みました。駐車場業務については、分厚い資料に、独立採算の原則が書かれていましたので、独立採算で実施するということ

がわかりました。

その関係で、一個一個細かく質問を切って伺いたいのですが、2ページのマネジメント業務は、委託費をお支払いになるのですか。委託費で回してくださいと、そういう業務ですか。

○三村所長 そういう考え方で結構です。

私たちのチェックミスかもしれません。4ページの「本業務」と言っている本業務は、今、委員御指摘の部分は、駐車場業務のみに係る部分でございます。

○佐藤専門委員 わかりました。

4ページの③の「収益業務」の記載ですけれども、「委託費を収益業務に用いてはならない」その後のただし書きですが、「収益業務の収益を維持業務及び駐車場業務に用いることは妨げない」と。細かいのですが、マネジメント業務に用いることは妨げるのでしょうか。

○三村所長 まず、マネジメント業務でカバーしている部分の大半が、実はいろいろな傘に入りますので、結果として、マネジメント業務に係る部分についてもねてくる可能性はあります。そういう意味では、構わないということになりますが、一元的に私どもで考えているのは、個別にやっていただく仕事に、業者側の発意で使用することは構わないということで書かせていただいています。

○佐藤専門委員 マネジメント業務は全体統括業務ということなので、そうだとすると、こここの収益業務の収益をマネジメント業務の支出に充てる、または、マネジメント業務を担当される方の人事費とかそういうようなものもあると思いますので、結論としては、それは妨げないというふうに伺ってよろしいわけですね。

○三村所長 はい。

○佐藤専門委員 わかりました。

それから、実施要項（案）4ページのお書きですけれども、それぞれ維持業務、収益業務、駐車場業務について会計区分してくださいと書かれていて、そうすると、これは各業務について会計区分を設けて、そこで収入と支出と別々に出した上で、国庫に返納する部分は、例えば先ほどの一番最初の御質問に戻るのですが、国有財産使用料を取らないことについての御説明方法として、結局、駐車場業務の余剰金は全部国庫に返納するから構わないというふうな考え方方は特にする必要がないというふうに理解してよろしいですか。

駐車場業務の実施に当たり、本来、使用料を払わせるべきところ、何らかの理由により払わせていないという整理をされているのか。そもそも駐車場業務の実施に当たり、使用料、行政財産の目的外使用の許可の対価といいますか、それとしての使用料は徴収の必要がないというふうに整理されているのか。結局、冒頭の質問に戻ります。

○三村所長 原則論から言うと、先ほどお話をありました前者のほうの使用料の徴収の有無を当然にまず考えるべきだということは正しかろう、それが最初の判断のプロセスだと思います。一方で、これまでの実績ももちろん踏まえた上で、私どもが一番考えてござい

ます、しっかりと質のいい管理をしていく中と、それから、国の全体の予算の要求・執行のありようの中で、今、維持管理費をどんどん削減しながら管理をする。そのプロセスとして、今回のような、より一般的に市場に出しながら、一般の民間の創意工夫の中で、安くかついい管理をするという大前提から考えますと、形式的に一回維持管理に係る経費を引き上げた上で発注をしていくというやり方が正しいのであろうかということが、私どもとしては、もう一つの議論の判断としてはあったということになります。その結果として、今までと同じようなやり方で十分に維持管理が流れて、さらに、その周辺との問題も起こさないやり方がとれていることが実証的に説明されていることもありますし、幾度か事務局さんとのやりとりをしている中において、最終的な整理として、今までの方法を採択したことになると思います。順番からすると、そういう順番だったということだと思います。

○佐藤専門委員 こちらの分厚い資料の147ページ「清掃業務区域図」（別図9－1）ですね。この網かけ部分が駐車場業務ということですが、網のかかっているところが駐車場よりも大分広い面積に見えます。本来であれば、委託費を払ってやって、これは芝生の部分なのですかね。

○三村所長 芝生の部分もございますが、主に日本庭園、それから、樹林地の部分になります。日本庭園は園内に2か所ございますので、古いほうの日本庭園になります。

○佐藤専門委員 多分、こここのところは、本来であれば委託費を払って維持管理業務をやっていただくところ、予算等々の関係でもって、駐車場の利用料金収入が清掃協力費という形になって、この清掃業務の費用に充当しているというふうに、この業務の実態はそんな感じに見えたのですが、そんなところですか。

○三村所長 そのとおりです。

○佐藤専門委員 そうすると、不動産鑑定云々とやって、国有財産使用料を取ってという議論が始まってしまうと、この業務を実施している区域のこの網のかかっているところの面積でもって国有財産使用料をはじくなどという話によれていってしまうと、多分、業務を受けるほうからしてみれば、ちょっと違うのではないかという感じにも見えますので、国有財産使用料の支払が本来要るところを、事情があつてしてないという整理なのか、そもそも要らないという整理なのかというのは、多分、5年間にわたる話なので、理由いかんによっては、もし、その事情が5年の間に解消するのであつたら、国有財産使用料を払っていただくという整理もあり得るのかなということが、事前に疑問だったものですから、明確化のためにお聞きしました。

私のほうからは、以上です。

○小林主査 そこの部分は、入札に参加する方々にもすごくわかりにくいと思うのですね。だから、何らかの切り分けができるのかなというのが1つで、どういうふうに切り分けたらいいのか、よくわかりませんけれども、結局、御苑全体の維持業務の内容的には、駐車場業務だけの部分と、それから維持管理にもかかわっている部分がそこに混ざっている

ということですね。だから、実際上は、今、委員が御指摘のように、委託費でやらなければいけないところの部分を、この駐車場業務というでカバーしているという内容になっていて、求めている業務の切り分け自体が非常に複雑になっている。複雑になっているということは、その内容についてはよく御説明されるのですか。

○三村所長 当然、わかりにくいという御指摘は出てまいりますし、この5年の業務期間が終了した暁に余剰金が出れば、それはまた国庫に返していただくことまで含めて、きちんと担保していかなければいけないことでもございますので、このあたりの説明はしっかりとさせていただかなければいけないと思っています。

また、清掃業務、植生維持管理業務のほかに、先ほど来繰り返しておりますとおり、お客様の入りようが微妙に動く中で、桜の繁忙期に、例えば仮設のトイレを増設していただく、また、駐車場は実は四谷の新宿通りにすごく近い場所なものですから、すぐ渋滞して、本線のほうに影響を出してしまっても当然です。駐車場管理のための人をかなり出してもらわなければいけない。当然、そういう業務は駐車場に起因する業務としてお願いをしてございますので、こういったところのやりくりも全部個別の独立した会計の中でちゃんと処理していく必要があります。そういう意味で、私ども、説明はこの部分についてはしっかりとさせていただかなければいけないと思ってございます。

○小林主査 ④のなお書きのところに、「維持業務と収益業務」が入ってしまって、それはそれぞれ会計区分して管理し、委託費を駐車場業務の実施に用いてはならない。これは委託費を払っている維持業務があるのでというでここに入ってしまっているのだと思うのですけれども、そうすると、「本業務において」という、その本業務が駐車場業務というふうに読むのが、とても読みにくいのですね。だから、会計を区分しなければいけないということは、どこかほかのところに書いたほうがよろしいのではないかと思いましたし、維持業務に支払った委託費ですかね。だから、委託費は駐車場業務の実施に用いてはならない。この辺、ちょっと整理したほうがよろしいように思いますね。

それから、③の収益業務の収益を維持業務及び駐車場業務に用いることは妨げないのですね。だから、国庫に返納するのは、あくまでも、先ほどのエリアの駐車場業務の部分であるということが、ちゃんと読み取れるように工夫したほうがいいと思うのですけれども、ちょっと難しいですか。どうですか。

○事務局 はい。

○小林主査 あと、すごくわかりにくいのが、211ページの「従来の実施状況に関する情報の開示」がありまして、こここの委託費の内容が、今求めている本業務と整合しないじゃないですか。ちゃんと一対一にはなってないじゃないですか。私の理解が間違っていたら教えていただきたいのですけれども、もちろん、駐車場業務で幾らの収益が出ましたという情報はありますが、これは5年間の業務なので、参入者をふやしていただきたいという観点ですけれども、新しく参入しようという人たちが、どこでどういうコストといいますか、委託費が支払われていて、どこでどういうふうに収入が得られてというようなことを、

こここの委託費の全部を足せば、今求めている業務の全体がわかるという理解でいいのか。それとも、そうではなくて、何かプラスアルファの情報がもうちょっと必要なのかというところがちょっとわかりにくくて、その辺をちょっと教えていただきたいのです。

○白井次長 ここに書いた委託費の内容は、現在行っている維持管理業務のほか、菊の業務や樹木の維持管理等、次期の市場化テストに加える業務をすべて入れています。ですので、ここに書いてある業務を次期の市場化テストの業務の中でやっていただくということです。

○尾花副主査 今の過去の実績についての御説明と絡むものですが、例えば、収益業務のレストラン事業について、実施要項の17ページで、加算点で0～15になっているのですが、要項を見ると、厚い資料の200ページで、「旧皇居苑地である新宿御苑内に存在するレストランとして、それにふさわしい運営を行うこと」とか、「多様性を考慮したメニューの提供を行うこと」とか、表現が適當とか適切とか、非常に主觀にわたるもので、どのような運営をすると、この実施要項の17ページの得点配分表で15を得られるかどうかは、新しく入札する業者さんにとっては非常にわかりにくいかと思うのですが、その点も鑑みて、従来、どのようなサービスを提供しているのかというのを、211～214ページの別添16で、さらに、開示していただくようなものにならないでしょうか。開示することによって、管理事務所さんが何をもって適切、ふさわしいと考えているかどうかというのが、入札される方にも明確にわかるように思うのですが、このままだと、経済的な話及び人数のことはわかるのですが、ふさわしい提案の内容についての何かヒントを、新しい入札を考えている方に与えていただきたいと思うのです。

○小林主査 今の委員の指摘はすべてにわたっていて、加点項目のところですね。加点項目が、0～10点までとか、非常に幅があるじゃないですか。それがどういうふうに評価されていくのかというのが、企画書とかは非常に一般的な項目で書くという形になっているので、評価の尺度がよくわからないところがあると思うのですけれども、いかがですか。

○三村所長 私ども、先ほど時間の都合で相当はしょりながらではあります御説明申し上げたつもりでいたのですが、個別の仕様書のほうが、従来の仕様書に比べて全部倍増しております。その理由が、先ほど申し上げたように、個別にいろいろ細かいことを、例えば具体的な名前とか、営業の方法についても、確かに、今の御指摘の200ページの部分の(ア) (イ) は、一般的な書きぶりをしてございますけれども、(ウ) 以下ですね。例えば、老若男女、外国人の方を考慮したメニューとして使われているかであるとかですね。それから、一般的なレストランではありがちではありますけれども、アルコールについても、今回、きちんとアルコール提供をしないでくださいというようなことで書かせていただいています。こういったようなこと、この意味をひもといていただきながら、提案等をしていただくということになってこようかと思います。

現場で説明をさしあげたほうが当然いいということになりますので、実は日程の確保の中で、私どものスケジュール、12ページになりますけれども、現場の説明会をきちんとや

りたいということで考えてございます。しかも、その現場の説明会を3月下旬にさしあげた後で、質疑応答を4月上旬まで、企画書の提案は4月下旬まで、なるべくとらせていただく。言わんとする意味は、一番お客様の多い、正直のところ、御苑の管理者の側からすると、とても困った状態になっている桜の繁忙期を、その気のある業者さんにはきちんと見ていただく。ここを見ていただければ、一番壮絶なその状況は把握できるので、今の管理状況がよくわかりますので、その創意工夫、企画提案の中に、また、個別の要項に書かれているキーワードをちゃんと読み取っていただきながら書いていただくことが、私どもとしては、そういう意味で一番理解度が上がり、また、いろいろな企画がなされ、それが実効とれるかどうかという観点で見させていただいて、加点させていただくというようなポイントになろうかというふうに考えてございます。

○尾花副主査 先ほどの参考資料別添16に戻るのですが、今おっしゃったように、桜の時期が非常に大変だというような御指摘があった場合には、例えば、仮設トイレリースの台数とか期間とか、もしくは、桜繁忙期の警備の人数とか、来場者に伴ういろいろな経費の増大部分についても、現場を見るだけではなくて、もう少し細かく情報としていただくとか、もしくは、先ほどの売店についてや食堂について、メニューの数とか、メニューの価格帯とか、そういったものも開示していただくと、過去どのような運営でこのようなお金がかかったのか、収支についての推測が業者さんにもつくのではないかと思うのですが、その辺の開示もお考えいただけないでしょうか。

○三村所長 仮設トイレの数とか、メニューみたいなものは、当然、外に出ているものでももちろんございますので、十分に対応は可能だと思います。何人の警備員を追加で入れているかということについては、当然、グループ企業さんの中で、自分たちの職員さんで回しながら動かれている部分があろうかと思いますので、ここは、今、現に事業をされている方にちょっと話を伺ってみてということになろうかと思います。いずれにしても、今お話しのように、外に明らかに出ている数量的なもので開示できるものはまだ若干あろうかと思いますので、その部分は参考の部分でつける、もしくは、現場の説明のときに、きちんとした資料等でお渡しができるように、また、ホームページ等で既にオープンになっている部分も相当ありますので、そのあたりを周知できるようにということで対応していきたいと思います。

○小林主査 参加する業者さんにとっては、何をやらなければいけないのか、ここまでやらなければいけないのかといったところを明確に知りたいと思うのですね。だから、おっしゃるとおり、仕様書を丹念に読み込めば、その辺のことはわかるかもしれないのですけれども、先ほどの総合評価の点についても、また、確保されるべき質の点のところも、非常に定性的なといいますか、漠然とした書き方になっているのです。だから、そこで、仕様書に記載の業務を確実に実施することと書いてあるけれども、では、確実に実施するということは、何をすれば確実に実施されたというふうに考えられるのか。だから、その部分が多分具体的な尺度になるのだと思うのですね。そこが、ここだけ見るのはわか

らなくて、こっち（仕様書）を丹念に読めばわかると思うのですけれども、そこをもうちょっと何か定量的といいますか、具体的かつできれば定量的に測ることができるような工夫はできないかというのがちょっと要望です。

例えばどうですかね。マネジメント業務は、その中にいろいろな業務が入ってくる、いわば統括業務みたいなものになってくると思いますけれども、例えば植生管理業務個別仕様書に記載の業務を確実に実施すること。その確実に実施されたということは、何と何がクリアされればいいのかというのが、実施要項にポイントが書いてないじゃないですか。ポイントが書いてあるとわかりやすいし、その具体的な内容をもっと詳しく見ようと思ったら仕様書を見てくださいみたいなことはいいかもしれないのですけれども、非常に漠然とと言っては失礼ですけれども、これだけではちょっと完結しないので、もちろん仕様書プラスで完結すると思いますけれども、そこは何とかならないですか。

そこと、例えばアンケートをとってくださいというのがあるじゃないですか。アンケートで何を評価するのかというポイントは書いてあるのですけれども、そのアンケートについても、モニタリングの部分で何か工夫ができないのかなという気がするのですけれども、いかがですか。ちょっと無理なのでしょうか。

○三村所長 個別の仕様書に落とし込むほうがいいのか、全体の要項の中に個別仕様書に書いてあるものを、逆に上げていくのがいいのかという課題になろうかなという気は正直なところいたします。特に業務をする側の立場なり、業務の企画をされる側の立場からすると、植生管理としてどういうことが求められているのかというのを、個別仕様書の植生管理のほうにしっかり書いていないと、逆に、全体のほうに実は書いてあるというのはわかりにくいいのではないかなと、私の場合は逆に思ってしまいます。

例えば、植生の93ページ、先ほど言いましたように、前回、今3年で出させていただいているものに比べて量としては倍増させているのですけれども、例えば下のほうの芝生のところについては、良好な状況を保つためにという書き出しはしてありますけれども、どういう芝を使っているかということで、これ、ノシバ、コウライシバ以外のいわゆる西洋芝は使いません、入れませんというようなこともここで読み取れますし、その後に、「1平方メートルを超える裸地が存在しないように」。裸地がゼロということはあり得ないですけれども、裸の剥げている場所がゼロということはあり得ないのですが、1平方メートルを超えるような、そういう裸地が発生するようなことはないというようなこととか、「雑草混入率についても極力ゼロに近づける」。これは完全ゼロはもちろん難しいのですけれども、先ほど言いましたように、実は芝草学会さんに見てもらったときに、私どもの芝生がとてもいい状況で、いわゆる雑草が入っていないというような評価をいただいたものですから、こういう書きぶりを具体的にこの中に入れ込んでございます。ですので、こういうところを、多分、植生を維持される方は一番先にごらんになりますので、御苑が求めている芝生の状況は、和芝で、雑草がなくて、裸地がない場所であるというのはすぐわかる。それから、次のページにも、よく起こる病気のラージパッチとか、さび病等も入れ

させていただいているので、状況は、植生をやっている人間は、草の管理なり、木の管理をしている人間は、ここを読み込むことで、実はかなり細かくわかるようにはなってきているというふうに私どもとしては今考えてございます。

また、143ページには清掃の個別仕様書を入れてございますけれども、この最初の枕で書かれている一番下に、ごみ減量化が重要な課題であることから、今後の5か年間における具体的なごみ減量化計画をちゃんとつくって、計画的にごみを減らしてくださいということも、今回きちんと書きました。これは、これを見ていただければ、全体マネジメントとセットで考えていけば、これは、5年間でごみをどれだけ減らしてきたというのが一つ大事な評価にもなるし、削減計画のためにどういう手立てを打っていくかということをプレゼンしていくことが重要だということは、清掃でもすぐわかってくるのではないか。

また、最後の④で書かせていただいているけれども、プロアという送風機です。要は、掃除機の逆ですが、風を送りながら枯れ葉を集めたりするのですけれども、こういうのは当然休園日でないとお客様の迷惑になりますよというのを入れつつも、例えば朝早い時間帯から本当はやりたいのですけれども、8時半から私どもは業務はしていますので、8時半からさっさと始めたいのですけれども、当然、近隣との御迷惑の問題もありますから、10時以降でないとだめ、エンジンの出力についてもこまめに調整しなさいというようなことも、今まで当然書きぶりとしては入れてなかったのですが、前回は2ページで終わらせていた部分も、これも4ページにわたって細かく一個一個、それこそ御指摘のあったアンケートとかいろいろなことでお客様から、または、周辺の方からいろいろいただいたところを仕様に反映させてきてございますので、ここを見ていただき、エリアを見ていただくということで、その部分は相当カバーできるのではなかろうかと考えている次第です。また、分量として、要項は、逆に数行に落とし込んでしまったために、ほとんど同じ文章で、「詳細は個別に」という書き方が適當ではないということかと思いますので、その部分については、反映の仕方があるかどうかは、もう一回見直しをしてみたいと思います。

○小林主査 参入意欲というのでしょうか、この業務が参入するのにメリットがあるかどうかということを判断するのは、最初はハイライトの部分があったほうがいいと思うのですね。例えば17ページの植生管理業務の評価のところでも、14番で「要求水準を上回る景観の向上に資する具体的な工夫」と書いてあって、要求水準は一体何かというのが、ここだけだとわからないと思うのです。だから、その辺は、何を評価されるのか。つまり、直接的に申し上げると、今やっていらっしゃる業者さんが、情報が一番あるので、その人たちが非常にアドバンテージを持つてしまうというような実施要項のつくり込みだと困ると思うのです。情報をなるべく非対象者をなくして、みんなイコール・フッティングになるような形を整えていただきたいように思うのですね。だから、その辺で何らかの工夫がないかどうか。今までアンケートをやっていらっしゃったと聞きましたけれども、アンケートをやっていらっしゃったら、多分サービス水準は、アンケートで満足度がどのぐらいだったという情報があるのですね。

○事務局　はい。

○小林主査　満足度は、それはベンチマークにしても構わないのではないでしょか。今までどのぐらいの満足度。それは仕様書に入ってなかつたですか。

○事務局　入つてないです。

○小林主査　例えば、植生環境についても、園内環境についても、窓口対応についても、どのぐらいのサービスレベルであり、満足度でしたというのも一つの重要な情報だと思うのですけれども、その辺はちょっと不足しているのではないかと思われるのですけれども、どうしますか。今申し上げたようなことを反映するとなると、ちょっと大変なことですね。

○事務局　例えば、ほかの公園の場合だと、アンケートで「やや不満」とか「不満」が何割以上あつたら、その業務内容をもう一度見直すというようなこともあつたりはしています。

○小林主査　アンケートをこれまでどんな頻度でどんなふうにやっていて、それで、例えば、植生管理業務の場合には、満足度が幾らでしたというのも、そういう定量的な今までの過去の実績ではあるのではないでしょか。

○三村所長　まず要求水準のところは、先ほどの繰り返しになつてしまふかと思うのですが、植生管理のところに、確かに評価のア、表の14で入れてございますが、ほかのところで要求水準はたしか書いてなかつたと思います。植生については、個別のほうに細かく入れ込んでございますし、前回の仕様に比べて、個別の情報なり、個別の種々の特記仕様書についても全部細かく入れ込みをしました。これは、通常私どものこの事業に参入されることを想定される造園系の会社とか、園芸系の会社であれば、一番得意分野の話ですので、これを読み込めば、また、業界広いと言っても、そんなに広いわけでもございませんので、御苑が、今、ふだんどんな状況になつているのか、どんな人が、どんな作業員が作業をしているかということについては、業界の中では、それぞれの皆さん実はわかってござりますので、門外漢の方が入るということではないだろうということを想定すれば、私どもとすると、そういう意味での意欲をそぐような書きぶりにはなつてないだろうということは思います。

そういうお答えをしつつも、先ほどの繰り返しになりますけれども、実施要項のほうの書きぶりがとても狭く小さく、かつ繰り返しのように、個別仕様書を見てくれがあることが、言い方は適當かどうかわかりませんが、丁寧な書きぶりではないということであれば、その点については、もう一度書き込みができる、特にこれについては注意してくれということが書き込みできるかどうかということについては、検討を加えてみたいと思います。私どもはこの仕様書をつくる際に、御指摘いただくことがないようにということで、むしろ、想定をしている意欲のある別の造園業者さんが来るという前提で、今やつてることを全部落とし込むという作業で仕様書をつくりました。そういうことで、大体どの仕様書も倍増のページ数になりました。今まででは事務所が指定する薬品で処理しろとか、異変があつたときは事務所に相談しろというふうな書きぶりになつていていたところを、具体的にこ

ういう薬剤を使うということを書いてみたり、こういう病気は要注意だと。病気の名前を書いておけば、植物を管理している人間からすると、いついつごろであり、この病気であればこういう環境のところで出るというのはわかりますので、こういうところは一番気にしているんだなということもわかるということで書き込んできたつもりです。

アンケートにつきましては、私どもは、アンケートで一番大事だと思っている部分は、いかに早くレスポンスするかという観点だろうと。「よかったです」というアンケートはなかなかいただきにくい状況の中で、「あそこが悪かった」「これが悪かった」。そのうちの幾つかは、業者さんの業務に起因するものではなくて、例えば、私どもが用意している施設の老朽の度合ですね。屋外の施設ですので、例えばトイレについて、「トイレがとても古くて、今どき使わないタイプの和式のトイレが使いにくい」というようなことでの御指摘だったりする部分が相当ございますので、どういうお客様からの御意見なりクレームが来たのか。それをどういうふうに手を打ったのか。それをどういうふうにお応えをしていくのかというようなことを見ていくということでいく必要があるし、当然、具体的な業務の仕様に反映させるべきところ、先ほど言いましたような、早朝の大音量を出すものは週のうちの1回の月曜日といえども困るというようなことでの御指摘があれば、そういうものを減らすというようなことで対応するやり方はしてございますので、そういうところで担保していくものなのかなというふうには私どもとしては今考えています。入園者全員からの無記名アンケートをいただくというやり方をしていませんので、単純に「よかったです」「悪かった」みたいないただき方はしていないということになっています。

○小林主査 アンケートの位置づけは、モニタリングのところに入っているけれども、民間事業者にしていただくというたてつけになっていますね。これは、民間事業者に何を求めているのですかね。民間事業者がやって、さらに、創意工夫をしてもらうという、そういうたてつけですか。では、全体的にその内容は、②のところの管理事務所が全体を見渡して、いろいろなところをチェックしていくという、そういうことですか。

○三村所長 まず、全体のマネジメント業務のほうに当然反映されて、全体を通しながら巡回活動とか発券業務とかいうところにきちんと戻っていくということだと、私どもとしては考えています。

○小林主査 そうすると、これは民間事業者にやってもらって、民間事業者が集計するというたてつけですか。それを報告するという。

○三村所長 はい。

○小林主査 その信頼性と言うと変ですが、的確性、適切性と言うのでしょうか、そういうものはどうチェックするのですか。

○白井次長 アンケートについては、前回の報告のときも御説明しましたけれども、インターネットで募集したり、アンケートボックスで回収したりしています。その結果は、事業者のほうがホームページに載せて、質問については回答するなりしていますので、そこで信頼性は保てると思っています。

○小林主査 それと、ここで書いてあるアンケートの内容や時期、頻度等の実施方法は、民間事業者に提案を求める事ということではないという理解ではないですか。

○白井次長 今言ったのは、民間事業者のホームページです。

○小林主査 でも、やり方自体はそういった方法をとるというのは指定しないのですか。

○白井次長 そこは、民間事業者の創意工夫だと思っております。

○三村所長 もう一つ、状況としては、私ども自身が新宿御苑の中に常駐してございます。民間事業者の業務期間中は、私どもが確実にありますので、これは、入園料をいただく施設であり、入園料をいただく業務は私どもの業務でございますので、常に開園期間中、それから、メンテナンスをやっている期間中は、私ども職員が常駐しています。365日誰かが常駐することになってございますので、そういう意味では、私どもの目で職員もまた見ておりますし、お客様の動きは見ているという状況になります。

これまで、いろいろな業務をいろいろな形でばらばらに発注している部分があつて、そこのリレーションが難しかつたり、この市場化テストをとっているアンケートと違うことの部分がお客様から不満で出たりとか、いろいろなことがあったわけすけれども、今回、それこそ駐車場も含め、レストランも一本化しましたので、アンケートがまさに全域をカバーする、全活動をカバーすることになりますので、そういう意味で、今回入ろうとする業者さんにとっては、どういうアンケートをかけていくのかということについては、もっと幅広にいろいろな御提案があるのではないかと思っております。今まで、レストランのメニューについてのアンケートはなかったわけですけれども、当然そういうこともこれからは入ってくることになろうかと思いますので、そういう意味でいろいろなアンケート、いろいろなお客様の要望の吸い上げ方法についても御提案いただけるだろうと考えています。

○小林主査 今までのアンケート結果とか、どんな方法でやっていたかというのは、ここの中に入れたほうがいいのではないかですか。入っていましたか。

○上河原課長 この関連資料の中に入れる方向で検討させていただければと思います。

○小林主査 わかりました。

それと、あくまでも民間事業者に任せてしまうことになると、そのことを評価してあげないとインセンティブがないじゃないですか。つまり、インセンティブにするのか、ペナルティにするのかわかりませんけれども、一定のこれまでの積み重ねがあるのであれば、いろいろなエリアが入ってきてるとおっしゃっていましたけれども、例えば植生にしても、今まで「大変いい」とか、「いい」とかというような評価が何十%だったみたいなところがあるのだったら、それは一つのクライテリアというか、その尺度にしてもいいのではないか。そこは達成しなければいけないのだよというモチベーションを業者さんに持つていただくということは、そのアンケートの利用価値としては、創意工夫を生むこと以上にあるのではないかと思うのですけれども、検討の余地はないですかね。

モニタリングというのは、あくまで環境省さんが、管理事務所さんがやっていかなければ

ばいけないじゃないですか。事業者も自分で努力しているということを、こここの部分は事業者さんに投げているじゃないですか。だから、それをモニタリングの中に入れていいものかという、すごく素朴な疑問もあるのですね。

例え、それが本業務全体のマネジメント業務の中で、そういったアンケートの結果をもとにして、ちゃんとファインチューニングしていくのですよみたいなことが組み込まれるのであれば、それはそれで合理的だとは思うのですけれども、このモニタリングのところだけに、事業者さんがやるアンケートが入っているのがちょっと違和感があります。

○三村所長 御指摘のところは、維持業務として業者に発注する業務なのか、まさに現場で駐在していて、個別のいろいろな業務で指導をしている私たちが、通常の業務としてやるべきなのかなということも含めて、ただ、5年の業務を出した際に、その業務がいかほどの評価になるのか、また、それがどういう1年目、2年目、3年目となる中で、よくなつていくのかというところの部分として、有効な手法としてのアンケートなりですね。それから、調査ということの御指摘だと思いますので、そこは持ち帰って検討をさせていただけたらと思っています。

今回、維持管理業務の中に出した本旨は、まさに、日々彼らがどんどん自分たちのありようを直し、全体のマネージもそうですし、個別の仕様についても書かせてもらっていますが、変更はどんどん我々は受け取るという形をとっているのですね。ですから、通常、私たちも一緒に仕事をしながら、これはこう直したほうがいいね、あれはこう直したほうがいい。例えば小学生が課外授業としてこういうボランティア活動をしたいからと言って来るようなときには、どういうメニューにするのかというのは、まさに、私ども職員とそれぞれのエリアを持って担当している植生の人だったり、清掃の人だったりと一緒にになって、じゃ、こういうメニューにしましょう。実際に学校に一緒に行って、先生方と、また、意見交換しながら、個別には全部動かしていますので、そういう中で、随時横に寄り添う形でついている私たち職員の目のほかに何かつくるのかということだと思いますので、そこは私も今の御指摘の点をちょっとと考えさせていただければと思っています。今ここに出している部分は、業者さん側のほうで、みずからのありようを考え、また、新しい、いい提案をするための、そういうPlan Do Checkのほうの活動としてまずはやっていただく。それから、いろいろなお客様からの意見が出るのが、窓口であったり、パトロールをされている方々への直接の部分もありますし、そういうところでの不満が後から返ってくるケースももちろんありますので、そういう面は、まず自分たちみずからがちゃんと反省すべきは反省し、直すときは直すというような、そういうスタイルをちゃんととっていただく。これも私どもが考えている仕事のありようなり、伝統の継承のありようだということだと思いますので、その部分は、業者さんのみずからの業務としてちゃんとやってくださいというところは、それはそれで残させていただくということなのかなと思います。いずれにしても、ちょっと検討させていただければと思います。

○小林主査 よろしくお願ひしたいと思います。

○尾花副主査 あと一点、17ページの菊栽培管理業務の評価項目ですが、25と26で、「正しく理解し作業を行う内容であるか」ということですが、この「正しく理解し」というのは、加点項目というよりも必須項目のような気がするような表現で、実は、何を加点されるのかがわからないのですが、このような評価項目をもう少し工夫をいただけないでしょうか。

○小林主査 これは、ほかのところでも、温室管理業務の18番に「絶滅危惧植物の種の維持に対する工夫がみられるか」とあるじゃないですか。絶滅危惧植物は種の維持が図られないと、これは困ることだという前提だとすれば、これは工夫どころか、ちゃんとやっていただかないと困るということにもなるようにも思えるところです。加点項目が全般的に多いですね。

○尾花副主査 基礎点が60で、加点項目が240あるので、その240を占めるものの評価の手法が非常に具体性がないと、入札をされる業者としては、何をすれば高い点がもらえるのかというのがわからなくて戸惑われるのではないかと思う点が1点と、主査のおっしゃっているとおり、実は基礎点なのではないかというような表現もあるので、私も18はちょっと気になっていて、25、26等も表現を、加点を意味するものに変えていただけるといいのではないかと思います。

○三村所長 まず18のところは、例えば別添の資料の6ページになろうかと思いますけれども、温室で、ランを除く植物ということで一覧をつけさせていただいています。これは私どもが今現に持っているものですけれども、この中に、右側に括弧で(EN)とか、(VU)とか、(NT)とか、これが実は環境省が指定しています種の保存法に基づく絶滅危惧IB類がENで、2類がVU、NTが準絶滅危惧、CRがIAということで、こういうふうに、私どもが今既に所有し、実際に栽培している植物のうち、どういうものを持っているのか、どういうものを、要は生きた状態で、鉢の状態で持っているかということは、これは全部情報として出させていただいています。したがいまして、この業務に参入したいということで考えておられる業者さんは、園芸系の業者さんなり、造園系の業者さんが、コアな形で来られると思いますので、このリストを見ていただければ、どういう状況なのかということになります。特に園芸系で栽培が強い業者さんであれば、この部分を、また、いろいろな形で提案されてくるだろうと私どもとしては考えています。ですので、当然、絶滅危惧植物の種を枯らしてしまうとか、だめにしてしまうのは論外でございますけれども、そうではなくて、こういう種があるのであれば、こういう栽培、こういう管理の仕方をすれば、維持管理なり、増殖までできるのではないかというような御提案は、ここの部分のリストとセットで見ていただければ、業者さんとしては、当然、創意工夫で、むしろ、プラスとして表現できる提案ができるのだろうと私どもとしてはまず考えているところでございます。

それから、菊については、個別仕様書の後ろのほうに、私ども新宿御苑がやっている菊の具体的な「栽培・仕立ての概要」。171ページ以降ですけれども、何月に何をする、何株

入れる、何鉢つくるというところまで、今回全部セットで出させていただいている。結局、いろいろな流派といいますか、自分なりのつくり方をいろいろお持ちなところがありますが、ただ、私どもが今持っている菊は、その大半が古典菊と言われている古いタイプの菊で、多分、私ども御苑で絶やしてしまうと、在野からもう一度探し出すことは不可能と思われる菊を相当持っていますので、創意工夫と称してだめにしてしまうような提案はいただくわけにいかないのですね。仮に、菊のやり方としては一般的ではあっても、困るということになりますので、こういったものを読み込んでいただくことで、少なくともこういうやり方をしているんだ、ここは外せないポイントだねということも、栽培をされている方であれば十分にわかりながら来るだろう。ただ、ここを基礎点にしてしまいますと、業者さんの足切りに近くなってしまいますので、ここはあくまでもいい提案をした場合には加点をしていくということだろうと思います。繰り返しになってしまいますが、一般的な芝生、一般的と言っても和芝ですから、ゴルフ場等で使っている芝の種類とは若干違うところもありますので、そういう芝生の管理から、温室の中にある絶滅のおそれのある植物の鉢の管理、また、菊の管理ということで、植物相手でもいろいろなエリアがありますので、この部分は実は業者さんの強い・弱いがいっぱい出てくるエリアだと思っていますので、むしろ、加点で広く取りながら、公平な競争をしていただく。私どもとすれば、なるべくその中でその業務に見合う業者さんに入っていただくということでしていきたいなと思っている次第です。

○小林主査 全体として、ちょっと細かい、具体的なことを申し上げると、それぞれの業務について、委託費はこれに使ってはいけませんとかというような書きぶりになっているじゃないですか。そこが非常にわかりにくくて、こっち側の仕様書だと、収益事業は独立採算、駐車場業務は独立採算でやってください。そちらのほうが非常にわかりやすいと思うのですね。だから、会計を区分しなければいけないことと、会計を区分することの意味は、委託費でやる部分と独立採算でやる部分と、それぞれ独立採算でやる部分も創意工夫を持ってやってくださいみたいなようなことがイメージできるような書きぶりにしたほうがいいように思います。

特に、4ページの④のなお書きのところはわかりにくく書いてあるので、そこは直していただきたいことと。③のなお書きのところも、「ただし、」のところが、「収益業務の収益を維持業務及び駐車場業務に用いることは妨げない。」という書きぶりになっていて、そのところもちょっとわかりにくいのですね。収益業務を独立採算でやって、そこで収益を上げようと思っている業者さんからすると、それを維持管理のほうにも流用しなければいけないのかとかというような感じになってしまって、書きぶりが余り適切ではないように思います。

それから、先ほど何度もおっしゃられているとおり、ここは非常にいろいろな品種があったりとか、いろいろな貴重なものがあったりとか、国民がそこで楽しんでいただきなければいけない、快適に過ごしていただかなければいけないし、桜も楽しんでいただかなければ

ればいけないしという、国が持っているものとして、非常に重要な国民に対するサービスを提供するものだと思うのですね。だから、先ほどのアンケートのところも、業者さんに投げるのではなくて、こういうことがあったら、どう改善していきましょうというのを、環境省さんというか、管理事務所さんとパートナーシップを組んでやっていくというような、非常にコラボレーションというか、共同してやっていく側面というか、業者さんに丸投げしてしまうのではなくて、やはりよりよいものにしていきましょうというようなニュアンス。サポートまで言ってしまっていいのかわかりませんけれども、そういった「アシストしますよ」みたいなところのニュアンスを説明会のときに説明いただくのか、できれば、「趣旨」のところとかに、そういった大義名分と言ったら変ですけれども、大きな目的みたいなものを書き込んでいただくと、初めて入って来られる業者さんも、十分に慣れていないところでも、そういった知識の提供が受けられるとか、経験の提供が受けられるとかということだと、少し安心材料みたいなことになるのかなと思いまして、そういったところの工夫できるところは工夫していただきたいということだと思います。

時間もかなり過ぎてしまって、いろいろな要望を申し上げてしまつたのですけれども、1つは、先ほどのサービスの質のところの書きぶりというか、そこで何かポイントになっていることがあるのであれば、そこに入れ込めないかということですね。それから、アンケートのところはちょっと御検討いただけるということでしたし、書きぶりとして、委託費と独立採算とといいますか、収益業務とか駐車場業務とかで、資金の流れが、こっちに使ってもいいとか、ここは使ってはいけないといったところが、すぐわかりにくい書きぶりになっているように思えるので、そのところを検討していただくこと。これまでの実績のアンケートの結果を入れていただくこと。あと、評価基準の部分がもうちょっとわかりやすくならないかということですかね。

○尾花副主査　はい。

○小林主査　御検討いただけますでしょうか。

○三村所長　どこまでできるかということで、持ち帰り、検討はさせていただきたいと思います。

1点、多分私の説明が最初にもうちょっとしていればよかったかなと思う反省がございまして、済みません、そこだけお時間をいただければと思います。

現行の場合は、別の業者さんで実はトラブルは余りないので、エリアを分けながら、先ほど佐藤委員から御指摘があったように、園内的一部を植生管理と清掃を駐車場の収益でカバーしている部分があるのですね。要は、道路で区分けされているのですけれども、園内としては連携するエリアです。今回、同じ業者さんに全部まとめて出しますので、駐車場の収益で賄われた人件費で清掃する人と、それから、一般管理ということで私どもが出している委託費のほうで清掃する人が、道路を隔てて、同じ業者さんで2人存在するようになるのですね。それを書きぶりとして、駐車場管理業務として書いていってしまうと、実は今度は、道路を隔ててこっちはこんな管理をしているし、こっちはこんなになってい

るとか、こっちは年に1回切っているけれども、こっちは2年に1回しか切ってないになってしまって、園内でちぐはぐになってしまうのです。

そこで私どもとしては苦心して、植生管理とか清掃とか巡視さんとかという全部動くものですから、基本は全部一般管理業務の仕様に一回全部落とし込んで、絶対に、園内で管理のレベルのばらつきをさせない。そこが前提です。さはさりながら、一つの業者さんが雇用をして動くわけですから、きょうは収益事業での上がりで清掃をしなさい、あしたは一般管理費のお金で清掃しなさいみたいなことになってしまうんだろうということが想定されるものですから、まずは、お金の使途としてはきちんと分けてくださいと。ただし、業者さんのほうの発意としてたくさん使っていただく分には、その分だけ管理経費が落ちるわけですから、委託費の要は入札にも反映されてくるはずですから、当然、それは国としてプラスの話ですから、出していただく分には拒みません。ただし、うちの委託費をこっちへ持つていいってはダメですということをやらなければいけなかつたので、収益事業と駐車場事業のところにだけ、まず独立採算でやりなさいと言った上で、ただし、その外ににじみ出す側のほうはいいですという書きぶりにいたしました。その外ににじみ出すと言っているのは、清掃だったり植生管理だったりというのが中心だったりするわけですね。それから、先ほど、同じように佐藤委員から御指摘があったように、全体マネージの部分は実は一部入り込まざるを得ないですねと。そうしないと、別の人間を、また、そこに立てなければいけなくなるという、経済の合理性が全然なくなりますので、それはできないということにはなるという部分なんです。

ですから、実は、書きぶりとしては、例えば、植生管理が予算区分によりいろいろなページに出てきてしまう。同じ植生管理のレベルがいろいろなところに出てきて、それを全部また企画提案に戻さなければいけないという作業になってしまったので、そこはお金の使途だけは気をつけてくださいというふうに、むしろ、ハイライトしたほうがいいのではないかということで、実はこういう書きぶりになっています。わかりにくくいということと、業者さんが、さはさりながら、お金に色がついてない中でどう処理するかということの難しさはあることになろうかと思いますので、現場での説明、それから、今、状況はどうなっているかということをわかりやすく説明するということについては、いずれにしても、私どもはもう一回検討してみたいと思いますが、そういう私どもの悩みがちょっとあるということで御紹介をさしあげたいと思います。

○小林主査　はい。よろしくお願ひします。

きょう検討したことで改善できる点は、御検討いただくということで、事務局と検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それを反映できるところは反映した上で、パブリックコメントをするのですか。

○事務局　はい。

○小林主査　それはどういうスケジュールですか。

○事務局　先生方に御確認していただいた後に、速やかにパブリックコメントを行わせて

いただきまして、次回の小委を3月1日に予定しておりますので、それまでには終わらせる予定です。

○小林主査 いろいろ要望を申し上げましたけれども、できる限りいい入札にしたいということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、改善していただいて、それを見させていただいた上でパブリックコメントをして、次の審議になるということで、そういう手続でやりたいと思いますので、それでよかったです。

○事務局 はい。

○小林主査 ここで終わるのではないですね。もう一回やるということですね。

○事務局 パブリックコメントが終わった後に、もう一回小委員会を開催します。

○小林主査 では、そのようによろしくお願ひしたいと思います。

また、確認したいことがありましたら、事務局にお寄せいただきまして、整理していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

いろいろ申し上げましたけれども、環境省におかれましては、大変すばらしい公園ですので、いい業者さんで、また、レストラン等も楽しんでいただけるようにしていただきたいと思いますので、ちょっと検討を事務局のほうとよろしくお願ひしたいと思います。重ねてよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。